

国際的外部環境の変化と海上保安庁

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-04-18 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 奥園, 淳二, OKUZONO, Junji メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15053/0000000124

【論文】

国際的外部環境の変化と海上保安庁

奥藺 淳二

序論

「海上警察」なる概念をどのように理解すべきか。これは海上保安大学校という国の行政機関の一翼をなす組織でありかつ海上保安庁の幹部職員を養成する教育研究機関の研究者がその設立以来、繰り返し世に問うてきた問いである（飯田 1963, 1964; 國司 1985; 廣瀬 2000）。それは同時に、海上警察あるいは海上保安庁という組織のアイデンティティを再考しようという試みが繰り返しなされてきたとも理解できる。

究極的には実力を以て国家の安定や治安を維持する実力組織を大きく 2 つのカテゴリーに分けるとすれば、一方は軍をはじめとした防衛組織であり、もう一方は警察組織とされてきた。

この両者を分ける定義には必ずしも定説的なものがあるわけではないが、先行研究を大別すると 3 つの峻別基準がある。第一に、地理的な活動領域による類型化である。すなわち、対外的問題に対応するのが防衛組織であり、対内的問題に対応するのが警察組織であるというものである。第二に、目標と行動規範によるものである。すなわち、防衛組織が目標とするのが外敵を制圧することによる国家の防衛であるのに対し、警察組織の目的は犯罪や治安上の問題に対処することによって秩序を維持することにあるという理解である。そして、第三に、装備によるものである。使用される武器の殺傷能力や破壊力の大小、海で活動する組織であれば、その船の大きさが、当該組織が純粋に警察組織といえるかを左右するという考え方である。ただし、使用される武器の殺傷能力が低いからといって、これを装備する部隊が防衛組織であることを否定できるわけではない。さらに、武器の破壊力や殺傷能力はその使用法と強い関連性があるため、これ自体が防衛か警察かの峻別を左右すると言うよりは、むしろ目標と行動規範という基準の補助的性格を有すると理解すべきであろう。

こうした峻別基準は、それぞれ独立に論じられてきたことから、防衛組織と警察組織という単純な二元論では説明のつかない国境警備隊やフランスなどのジェンダルムリのように、中心的な任務は国内治安の維持だが、国防省や防衛省の指揮下にあつて、軽戦車のような警察組織では用いられにくい資機材を保有し、それを活用する組織の存在を Para-Military と表現せざるを得なくなった。また、警察組織の海外での治安維持活動や防衛組織が治安維持のために国内で活用される事例が観察されるようになると、単純な地理的峻別論は、両者を分ける境界が曖昧になりつつあるという理解を提示するようになった。

そこで、本稿では、先行研究における類型論をさらに発展させた実力組織の類型化モデルを前提に、日本の海上警察である海上保安庁の性質の変遷を跡づける。具体的には、海上保安庁が国際的な環境要因の変化に伴つて、対外的な業務をどのように変化させてきたのか、防衛組織と警察組織の相関という観点から、その変化にはどのような意味があつたのか、海上警察権そのものを理解しようとする言説の系譜を跡づけつつ、明らかにしていくことを目指す。

そのため、本稿は以下の構成をとる。まず、第2章において分析軸を提示する。ここでは、法による対処行動の予測可能性の高さ及び他国との利害関係の大きさを基準として、実力組織を4つの類型に分けることができることを示す。第3章では、海上保安庁にとっての国際的な環境の変化を示しつつ、組織がどのように変化したのかを示す。第4章では、第3章で示した変化を第2章で示した軸を用いて分析する。そして、結論においては、対外的業務の変化の過程で、海上保安庁が陸上警察や防衛組織に対して海上警察としてのアイデンティティを獲得したのは、李承晩ラインへの対応の時期であつたことを示しつつ、今日的課題を解決するための一つの足がかりとして、海上警察そのものの性質を様々な角度から分析することの重要性を示す。

2 分析枠組み

民主主義的先進国においては、伝統的に防衛組織と警察組織が別のもの

として理解されてきた(Bigo 2001:102)。そこで問題となるのが、これらをどのように峻別するのかということである。装備の内容と行動規範が異なる、すなわち、防衛組織は強大な破壊力を持った兵器を保有し、敵を殲滅するためにこれを余すことなく活用しようとするのに対し、警察組織は犯罪への対処のために小型の銃器を備えていても、その使用については任務を果たすための最低限の範囲にとどめられるという (Dean 2006)、シンプルな理解をしたとき、これらの概念から現実をどのように理解するかという問題が生じることとなるのは前述の通りである。そこで、本稿では、国家の実力組織をカテゴライズするための枠組みを提示する。

(1) 法による対処行動の予測可能性

実力組織は、その与えられた任務を達成するため、場合によっては人の生命や身体に危害を加えうる活動を展開する。たとえば、逮捕のように自由権を制約するものから、戦略的に大量破壊兵器が用いられるものまで、実力組織の活動の社会や個人への侵襲性には絶大な差異がある。こうした差異を防衛組織と警察組織の違いとして理解しようとするのが、装備の相違に着目する言説である (Samuels 2006)。

しかしながら、機関銃のような、被疑者個人の逃走を阻止するには強すぎる装備を警察組織が運用している場合、これをどのように理解すべきか、という問題が生じてしまう。そこで重要となるのがその使われ方にあるという趣旨の法律学からの指摘である。すなわち、警察作用における武器使用は比例原則に代表される制約に服し、権限行使によって得られる公共の利益と失われる利益とのバランスを考慮するのに対し、防衛作用にはそうした制約がないか、具体的に明示されていない(中野 2009; 村上, 森 2009:40)。このような職務遂行規定の差異は、実力組織のカテゴライズにあたって無視することはできない。

これらを統合的に見たとき、両者の本質的差異は、実力組織の活動による社会や個人への侵襲性の高い行為の内容やそれが行われる状況が法的に規定され、それによって作用そのものの限界が比例原則をはじめとした諸規範に従うことが予測可能なものになっているか否か、そしてそれが実践されているか否かの差異と言うことができる。

このことは、防衛組織一般には、実力の行使について職員の自由裁量が大きく、防衛組織は何らの法的制約を受けないという意味ではない。単に活動を規定する制度がその対象者と社会に明示されていないというだけである。防衛組織は、外敵の制圧による国家の防衛を目標とする以上、そのための手段に法的制約を課し、法によってその使用のあり方を予測可能なものとすることは、防衛組織が自らの戦術上の法的限界を外敵にさらすことに他ならない。

他方、一般的な警察組織はその判断の基準が法的に厳格に規定され、その範囲内で活動することが期待される。日常的に展開される警察活動が法的に予測可能であることは、法治国家にとって重要なのである。逆に言えば、そうした規制がなく、対処行動の予測可能性の低い警察組織は、本稿では純粋な警察組織としては理解されない。

(2) 他国との利害関係

防衛組織と警察組織を類型化する基準として地理的活動領域を挙げる研究があるのは前述の通りである。すなわち、外的に（External）活動するのが防衛組織であり、内的に（Internal）活動するのが警察組織だという理解である（Greener-Barcham, 2007；藤原, 2006）。こうした類型化は、国際犯罪への対処を業務とする警察や、日常的に法執行活動を展開する防衛組織の存在する現実を説明できていない。

たとえば、通貨の偽造は、それが仮に外国人が外国でなした行為だとしても、それが流通する国にとっては治安維持上の重大な関心事である。こうした犯罪への対処に当たっては、関係国との調整の下、何らかの活動を展開するのは防衛組織の職員ではない。グローバルな社会において、地理的基準だけで防衛組織か警察組織かを分類することには無理がある。

他方、地理的活動領域が類型化にとって無意味ということもできない。

ドメスティックな事象への対応と、外国の存在を前提として生じた事象とでは、実力組織の活動内容が大きく変化する可能性は否定できない。特に、難民問題のように、その事象に国家間の利害関係が絡む問題への対処と、単なる外国人による犯罪とでは、政治的に大きな相違がある。

他国との利害関係の軸において、これが大きいと評価されるのは、実力

組織の中核的活動が、国際関係において利害関係を生じうる場合である。他国そのものが実力組織にとって権限行使の対象となる場合には他国との利害関係が大きいといえるのは言うまでもない。他方、密輸入や密入国は国際犯罪だが、この問題では基本的に関係国家同士の利害が対立することはほとんどない。よって、他国との利害関係は小さいということとなる。ただし、密輸入や密入国が国家の意思によるものであることを前提とした活動を展開しなければならないとするならば、他国との利害関係は大きいこととなる。

(3) 実力組織の4類型

本稿の立場は、法による対処行動の予測可能性及び他国との利害関係の軸を同時に用いることで、これまで説明が難しかった組織の類型化が可能だというものである。

各象限について説明すると、純粋な警察は他国との利害をほとんど生じない事象に対応する。これに当たってその活動内容は比例原則に従うことを明示した法律によって規定されている。これに対し、純粋な警察と同様、法による対処行動の予測可能性は高いが、その行動如何によっては他国との利害関係が生じかねない事象に対処することが任務の中核をなす組織である。ここに当てはまる組織は、本稿で扱う海上警察や国境警備隊が想定される。

これに対し、法による対処行動の予測可能性の低い組織のうち、他国との利害関係の薄いドメスティックな事象に対処するのが、たとえば、1970年代の北アイルランドにおいてその活動が注目された Royal Ulster Constabulary のような Riot Police である。ただし、Riot Police といっても、日本の機動隊のように、テロや過激派の武

図1 実力組織の分析軸



装闘争への対処を前提とした組織であっても、一般の警察官と同じ法制度によってその制約が規定されている組織は、法による対処行動の予測可能性が高いとみなされる。他方、法による対処行動の予測可能性が低く、他国との利害関係の大きな問題に対処する具体的な例が防衛組織ということとなる。

3 国際的外部環境の変化と海上保安庁

(1) 創設期

第二次世界大戦において、日本がポツダム宣言を受諾したことによって、海上における治安維持を担っていた日本海軍が機能を停止したために、日本近海の海上における治安が悪化した。密漁、密輸、海賊行為など、様々な犯罪が横行したと言われるが、中でも日本政府及び占領軍が重要視したのが、朝鮮半島からの密航事案が多発したことであった。GHQ の資料によると、朝鮮半島から日本への不法入国で逮捕された人の数は、1946 年のうち最も多かった 7 月で 9580 名にものぼった¹⁾。

このような状況において、GHQ は米国沿岸警備隊のミールズ大佐をはじめとした米国の治安機関の職員に日本各地の海上における治安維持業務の現状を調査させている。1946 年 3 月以降、ミールズ大佐は調査ペーパーを提出し続け、最終的に、1946 年 7 月、外国からの不法密入国に対処するための唯一の方策として、米国沿岸警備隊と同様の組織を構築すべきであるとして、マッカーサー元帥に対して GHQ が日本政府に水上保安組織を作るよう指令すべきとの勧告をしている²⁾ (大久保 1978:61)。このミールズ大佐のレポートには、船舶に武器が搭載されることも明記されていた³⁾。

¹⁾ Commander Naval Activities Japan to Supreme Commander for the Allied Power, “Subject: Utilization of SCS’ s and PCS’ s as Police Patrol Boats” File: CNJ/A4-1/Def/ (80), Serial: 2153, date 3 December 1946, RG331, UD1139, Box327, F12.

²⁾ ミールズ大佐のレポートは、Public Safety Division Civil Intelligence Section, SCAP, “Special Report on Study of Japanese Coast Guard and Harbor Police Facilities”, RG331, UD1139, Box327, F12.

³⁾ Commander Naval Activities Japan to Supreme Commander for the Allied Power, “Subject: Suppression of Illegal Entry into Japan”, RG331, UD1143, Box365, F15.

このミールズ大佐らによる調査が実施されていた時期、密航事案への対処の必要から、日本政府は運輸省海運総局に「不法入国船舶監視本部」を、九州海運局に不法入港船舶監視部を設置している。そして、門司、仙崎、博多、唐津、長崎、若松の6カ所に基地を設け、監視船を配備して密航対策に充てた。しかしながら、こうした努力はリソース不足により必ずしも功を奏さず、海上保安のための政府のリソースを一元的に管理運用する海上治安機関の必要性が検討されていた(海上保安庁総務部政務課 1961:7)。

このように、日本の統治に責任を有していた日本政府及びGHQは海上において政府の有するリソースを一元的に管理する海上警察組織を必要視した。しかし、海上において法執行活動を行うために武器を搭載した船舶等の装備を有する海上勢力は、米国以外の戦勝国には必ずしも受け入れられるものではなかった。

日本のコーストガードを設立するというアイディアは、対日理事会に諮られる前の段階で、GHQ 公安局と民政局との対日占領政策を巡る立場の相違を反映した制約を受けることとなった。すなわち、職員の総数が1万人を超えないこと、船舶は125隻、合計5万トンを超えてはならず、それぞれの船舶は15ノット未満の速力制限が課され、大きさも1500トンに限定されていた。武器は小型のものに限られ、船舶に砲を搭載することは許されなかった。さらに、活動範囲も法定されることとなった。

しかしながら、それでもイギリス、ソビエト連邦、中国などが日本海軍の復活を懸念し、対日理事会の場で反対あるいはさらなる制約の必要性を唱えることとなる⁴⁾。結果的に、「この法律のいかなる規定も海上保安庁又はその職員が軍隊として組織され、訓練され、又は軍隊の機能を営むことを認めるものとこれを解釈してはならない」という海上保安庁法第25条が海上保安庁法案に挿入されることとなったのである(大久保 1978:62-67)。

このように、海上保安庁はその設立段階から、国際的な圧力にさらされ、組織及び業務のありようが形作られることとなった。海の穏やかな夏期に

⁴⁾ 柴山太は、海上保安庁設立にあたって、対日理事会において各国代表がどのような議論を展開していたのかを特にイギリスの視点から詳細に描いている(柴山 2010: 196-204)。

においても約 1000 人／月まで縮小していた推定不法入国者数が、海上保安庁設立の 1948 年以後も減少しなかったのは⁵⁾、占領期の海上保安庁が、人員、船舶、資機材上の制約を受けていたのに加え、その活動範囲を陸岸から 50 海里(後に 100 海里)に制限され、50 海里以遠においては、海難救助のための船の派遣ですら特別の許可が必要だったためであった。

(2) 防衛組織の形成と海上保安庁⁶⁾

1950 年、朝鮮半島情勢が徐々に緊迫化していくに伴って、米軍は朝鮮半島にリソースを割かざるを得ない状況におかれることとなった。しかしながら、すでに兵力の大部分を極東から撤退させていた米軍は、日本の防衛を担いつつ、同時に朝鮮半島情勢に対応するリソースを持ち合わせていなかった。そこで、朝鮮半島にリソースを移転することによって生じる日本での防衛上の空隙を埋めることが検討された(コワルスキー 1999:57)。このため、マッカーサーは、1950 年 7 月 8 日、陸上においては、総理府の外局として警察予備隊を設立し、海上においては、「海上保安力に 8000 名を増員する」許可を出している⁷⁾。

日本の占領解除にともなって、どのように海上の防衛組織を構成していくかという問題は旧海軍出身者と海上保安庁幹部との間で相当な議論が戦わされた(柴山 2010:第 10 章;アワー 1972)。そうした議論の過程で、1952 年 4 月、海上保安庁の付属機関として海上警備隊が設置された。

その後、「わが国の平和と秩序を維持し、人命及び財産を保護するため、特別の必要がある場合において行動する部隊を管理し、運営し、及びこれに関する事務を行い、あわせて海上における警備救難の事務を行うことを任務とする」保安庁が設立され(保安庁法第 4 条)、警察予備隊が保安隊、

⁵⁾ Public Safety Division Brief, 時期不明, RG331, UD 1143, Box365, F49.

⁶⁾ 朝鮮戦争にあたり、海上保安庁による特別掃海が朝鮮半島において行われたことが大久保(1978)によって明らかにされている。本稿では、この特別掃海については事例として取り扱われない。なぜなら、特別掃海隊が占領下の日本に対して占領軍が命じたという特殊な事情で実施されたこと、及び、保安庁の設立に伴って、掃海の機能は直ちに海上保安庁から警備隊に移管されていることから、特別掃海という業務そのものが外れ値に過ぎないものだからである。

⁷⁾ 「警察力増強に関するマッカーサー書簡」1950 年 7 月 8 日。海上保安庁総務部政務課(1961:参考資料 25-26)。

海上警備隊が警備隊として保安庁内の組織として移管されることとなった。そして、この保安庁設置法によって、海上保安庁法は廃止され、保安庁内に海上公安局が設置されることとなり(保安庁法第27条)、これが海上保安庁の任務であった警備救難業務を担うこととされた。ただし、この海上公安局法は施行の日が「別に法律で定める」こととされ、最終的にはその施行日が定められることなく廃止されている。

保安隊及び警備隊の出動に関する手続きと隊員の権限に着目すれば、今日の自衛隊の治安出動に似た「命令出動」及び海上における「警備行動」が法定されており、今日の自衛隊に命じられうる防衛出動のような制度は存在しなかった。そのような意味で、保安隊及び警備隊の警察との違いは施設や物件の防護、多衆集合して暴行もしくは脅迫しようとするものを鎮圧又は防止する場合の武器使用に限られた。すなわち、法による対処行動の予測可能性は高く、その意味での警察との相違はほとんどなかった。

その状況が一変するきっかけとなったのが、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定」の締結である。これをきっかけに、防衛組織としての性質が不明瞭であった保安庁が廃止され、防衛庁が設置されることとなった。この過程で海上保安庁は存続することとなった。すでに成立していた法律に定めるとおり、海上公安局として防衛庁に移管される道は残されていたにもかかわらず、それが実現しなかったのは、防衛庁内に自衛隊と海上保安庁が同居することが適当でないということについて保安庁と海上保安庁(あるいは運輸省)の両者の見解が一致したためであった。つまり、以下のような理由により、両者が同一の組織として再編されることが適切ではないとされたのである(以下、海上保安庁総務部政務課(1961: 20-21)から抜粋。)

●保安庁庁議の結果

保安庁法の改正によって保安庁の任務が、今までの警察から直接及び間接の侵略に対する防衛を主とすることになることがほぼ明らかである現在、いわば海上警察である海上保安庁をその統制下に置くことは、異質のものを持つことになるから好ましくない。

●運輸省及び海上保安庁の反対理由

(i) 軍事的機関によって警察機関が管理されることは国政運営上恐るべき弊害が予想される。

(ii) 運輸省の外局である海上保安庁をそのまま保安庁の外局としても行政機構の簡素化にはならない。

(iii) 保安庁の外局としても、防衛業務と海上保安業務ではその性格が異なり、要因・船艇等の共用は困難であるから、一概に経済的だとはいえない。

(iv) 海上保安庁が運輸省から分離すれば海事行政の一体性が破壊される。

(v) 巡視船が保安庁に所属することにより、軍艦に準ずるものと見なされ、李ライン等において外国官憲との間に無用の摩擦を引き起こす恐れ^(原文ママ)がある。

これらの理由から、双方が防衛組織と警察組織の区別を重要視していることが読み取れる。そして、李ラインとそれに基づく韓国の活動に直面する海上保安庁は、「防衛組織の一部である海上保安庁」が李ラインで活動することに懸念を抱いたのである。

(3) 李ラインへの対応

1946年6月22日、連合国総司令部は日本の漁業活動を認める地域を明確に指令し、このいわゆるマッカーサーライン(以下、マ・ラインとする)を越えて日本漁船が操業することを禁止した⁸⁾。

この結果、日本漁船は航行、操業海域が著しく制限されたこととなった。これとは逆に、日本における食糧需要に対応するため、漁船の建造は進み、許可数は増大した。こうした状況から、マ・ラインを超えて違法に操業する日本漁船があらわれるようになる(片岡 2006:16)。結果的に、1950年1月から2月15日までの1ヶ月半で9隻の漁船が済州島南方海域において韓国官憲と思われる船舶に拿捕されたことから、日本政府は非拿捕事件の再発防止のため、日本漁船がマ・ラインを超えないよう監視する必要に

⁸⁾ SCAPIN1033。外務省ホームページ
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/pdfs/g_taisengo02.pdf)最終閲覧:2016/04/01

迫られた⁹⁾。

海上保安庁は前述の行動範囲制限によってマ・ライン周辺で活動できなかったことから、日本漁船を監督する立場にあった水産庁の監視船が、マ・ラインを厳守させるという漁業警察としての活動を実施していたのであった¹⁰⁾。つまり、こうした監視活動は、韓国官憲に対する監視ではなく¹¹⁾、あくまでも日本漁船に対する漁業法令の励行として展開されていたのである。

こうした状況はサンフランシスコ平和条約締結に伴って劇的に変化する。

まず、条約締結に伴って連合国総司令部がマ・ラインを廃止しようとしていたことをつかんだ韓国の李承晩政権は、1952年1月18日、「隣接海洋の主権に関する大統領宣言」を発表し、李承晩ライン(以下、李ラインとする)を設定した¹²⁾。マ・ライン撤廃以後、日本漁船の公海上での操業が大規模化したため¹³⁾、この李ラインを根拠とした韓国官憲の取締は継続して実施され、300隻以上の日本漁船が韓国の官憲に拿捕された(高藤2011: 68)。

日本海及び黄海に引かれた線を越えて操業する日本漁船が韓国の官憲の規制を受ける状況に変化はなかったが、マ・ラインと異なり、その根拠は日本政府にとって奇異なものであると同時に受け入れがたいものとなった。

次に、海上保安庁の活動範囲に関する制限が消滅したことである。これまで、この問題に対応できずにいた海上保安庁が明確にプレイヤーとしての責任と権限を得たのである。被拿捕事件の増大及び行動制約の解除を受け、1952年5月23日、海上保安庁は日本漁船が他国の領海で違法に操業しないよう監視するとともに、適法な操業を保護するため、朝鮮半島周辺海域及び北海道方面に巡視船を派遣することが閣議決定された(海上保安

⁹⁾ 第七回衆議院外務委員会議録第4号(1950年2月15日)、12ページ。

¹⁰⁾ 同上。

¹¹⁾ ただし、マ・ラインを超えて操業する日本漁船に対する取締を実施できるのはあくまでもGHQであり、韓国官憲にはその権限を認めないとするのが日本国政府の見解であった。第七回参議院水産委員会議録第4号(1950年2月1日)16ページ。

¹²⁾ 韓国国では「平和線」という呼称を用いている。「李ライン」そのものや呼称に関する韓国国内での議論については、藤井(2006)を参照。

¹³⁾ 福原(2012)は、水産庁発表資料を用いて李ライン内における日本漁船の操業状況をまとめた上で、漁業問題と竹島問題は別々に扱い得た外交問題であったことを明らかにした。

庁総務部政務課 1961：154)。

李ライン設定後、水産庁は監視区域を設定し、この区域を仕切る線上に監視船を配置することによって、日本漁船が韓国の官憲に干渉されずに操業できる環境を作ることを目指していた¹⁴⁾。他方、海上保安庁は他国を刺激しないよう、活動制限が解除された後も直ちに巡視船を派遣することは控えた。しかしながら、1952年9月中旬の日本漁船の拿捕事件、10月中旬の韓国艦船による日本漁船に対する発砲事件の発生、さらに、10月下旬には巡視船が韓国艦船による威嚇射撃を伴う停船命令を受けるといった事件まで発生したことから、12隻の新型巡視船を被拿捕防止対策に当てることとした¹⁵⁾。

これ以後、李ラインから韓国側で操業しようとする日本漁船を巡って、これを取り締まろうとする韓国と、その不当な規制から日本漁船を保護しようとする日本の活動が日本海において交錯することとなる。当初、朝鮮半島周辺に常時配備されていた巡視船は1隻から2隻であった¹⁶⁾。しかし、1953年以降、韓国周辺海域における被拿捕事件の激増を受け、1959年には済州島西方に3隻、同島東方に2隻、朝鮮半島東側海域に1隻の計6隻を常時配備する体制をとることとなった¹⁷⁾。このように配備された巡視船の活動は上述の水産庁監視船のゾーンディフェンス的な対応とは異なり、漁船が他国領海に侵入しないよう注意喚起するとともに、相手国の監視船及び艦船の動静を把握し、拿捕現場に間に合えば直接交渉により日本の漁船を救出するという内容の、つまり、水産庁に比べて他国の利害と大きく関わる方法がとられることとなった¹⁸⁾。

1953年12月28日以後、巡視船に砲や機銃が設置されることとなったが、

¹⁴⁾ 塩見友之助水産庁長官国会答弁、第一三回参議院水産委員会会議録第30号(1952年4月25日)2ページ。

¹⁵⁾ 松野清秀海上保安庁警備救難部長国会答弁、第一五回衆議院水産委員会会議録第3号(1952年11月14日)3ページ。

¹⁶⁾ 山口傳海上保安庁長官国会答弁、第一五回衆議院水産委員会会議録第22号(1953年2月27日)4ページ。

¹⁷⁾ 山口傳海上保安庁長官国会答弁、第十九回衆議院水産委員会会議録第8号(1954年2月4日)1ページ。

¹⁸⁾ 前掲、2ページ。

「武器をとう載した巡視船がだ捕防止に当たることは、むしろ悪影響」であるという理由から、拿捕防止に従事する巡視船は砲身を外して行動することとなっていた(海上保安庁総務部政務課 1961:157)。このような文字通り丸腰での日本漁船の非拿捕防止対策であったが、こうした配慮は韓国政府には効果がなく、1952年10月から1959年11月までの間、公海上を哨戒中の巡視船が韓国警備艇あるいは韓国海軍から発砲されるという事件が9件、巡視船そのものが拿捕される事件が1件、巡視船が立入調査される事件が1件発生している(海上保安庁総務部政務課 1961:158-160)。

こうした、李ラインとそれに基づく韓国政府の行動に対応する海上保安庁をいかに理解するかというテーマに取り組んだのが海上保安大学校創設期の研究者であった飯田忠雄である。彼は、海上保安制度を、「海軍とは別の組織であって、これらの業務を遂行するにふさわしい特殊の船艇及び航空機を有し、海上法秩序の維持及び海上において人命、財産を保護し救助する機関」と定義づけ、これを海上警察機関と位置づけた(飯田 1963:11)。そして、海上警察権と国内警察権とを対比し、両者を全く別のものであると論じている。すなわち、「国内警察権は国内法の執行についてのものであり、国土的性格をもつものであるのに対し、海上警察権は、国内法の執行もさることながら、海上という国際法の直接支配する場所において、国際法の執行をし、又は国際法によって決定的な抑制をうけているもので、国際法的性格の強いものである」として、海上警察権が国内法と国際法の二元的構造を有していることを論じている(飯田 1964:86)。そして、李ラインにおける韓国海軍あるいは韓国官憲と海上保安庁との関係について、海上保安庁は保護されるべき漁民に対しては海上警察権を行使しており、韓国官憲に対して巡視船が武力で対抗するならば、それは国際法上の自衛権を行使にあたるという見解を論じている。そして、こうした自衛権の行使は海上自衛隊だけでなく、海上警察機関にもなしうるものであると論じたのである(飯田 1964: 136-137)。

本稿は、飯田(1964)の自衛権に関する議論の適否を論じることを意図していない。むしろ、本稿が重要視するのは、占領解除期の海上保安庁という組織が、自衛隊との分化を完了し、警察機関に純化していく過程で、自

らの活動の法的位置付けにおいて、自衛権の行使というラベルが貼られうることを意識せざるを得なかったという状況そのもののなのである。

いずれにせよ、平時における海上警察権を行使する主体としての海上保安庁は必然的に国際法と国内法の交錯した状況において海上における秩序の維持と人命財産の保護に任ずるという理論的土台が、飯田によって構築された。以後、後に続く研究では、この理論を基盤として、時代の変化への対応を模索していくこととなる。

(4) 第 3 次国連海洋法会議と国際レジームの変化

1973 年に第 3 次国連海洋法会議が始まるまで、陸から 3 海里(1 海里は約 1852 メートル)というごく狭い領海と内水か、広大な公海かという分類が存在するだけであった。沿岸国としての主権や一定の権利が主張される海域はごく狭い範囲に限定されており、海洋は自由であることが原則であった。

しかし、船舶そのもののスケールや動力の進歩だけでなく、漁法の進化、海底資源開発手段の獲得等、海洋の利用のありようは、単に航行とそれに付随する漁獲活動ではなく、大規模な漁獲活動、鉱物資源を得るための海底の掘削、そのベースとなり得る人工島の建設など多様化かつ大規模化しつつあった。また、発展途上国から見れば、自国沿岸を技術と資金力で圧倒的力を持つ先進国が自由に開発しようという現実是不公平であるとの見方もあった(山本 1992:33-34)。

そのような背景の下、海洋の持続可能な発展を目指すべきとする考えから、海の分割管理を進めるべしとする議論が徐々に発展していった。

結果的に、起草された海洋法に関する国際連合条約は、領海はその基準となる線から 12 海里と規定され、さらにこの線から沖合 200 海里までの海域には、排他的経済水域(以下、EEZ という)が設定された。EEZ は領海と異なり、沿岸国の主権が及ぶことはないが、海底の上部水域、海底及びその下の天然資源の探査、開発保存、管理のための主権的権利をはじめとした沿岸国の権利が規定されている(海洋法に関する国際連合条約(以下、国連海洋法条約という)第 56 条第 1 項)。沿岸国が管理し、権利を主張できる海域は急激に増大した。

海洋国と沿岸国、発展途上国と先進国のそれぞれの思惑の相違を乗り越え、起草に9年の歳月をかけ、採択されてから10年で規定の60の批准書または加入署が寄託され、国連海洋法条約は1994年11月に発効した。2016年3月3日現在では、167の国と地域がこの条約に参加している¹⁹⁾。

国連海洋法条約の締結と発効により、日本の海事セクターが活発化したかは管見の限り検証されていない。旗国以外からの管理を受けない公海は狭くなったものの、排他的に開発することのできる海域は圧倒的に増大した。そうした変化による得失は不明である。

他方、海上保安庁にとっては、明らかに活動の範囲とそのための権限と責任は増大した。

陸岸からわずか3海里的領海と、日本船舶が法執行の対象だったところ、第3次国連海洋法会議から条約の発効までの過程で、日本と日本の近隣諸国は順次、海洋に関する統治の枠組みを国連海洋法条約に近い形に、つまり領海の基線から12海里を領海とし、基線から200海里における漁獲活動に関する主権的権利を設定するようになった。日本も1977年7月1日、領海法及び漁業水域に関する暫定措置法を施行し、領海の幅を12海里、これに加えて基線から200海里を漁業水域としている²⁰⁾。条約そのものが採択されたのが1982年、発効したのが1994年、日本が批准したのが1996年という時系列が始まる前から、いわゆる新海洋秩序はすでに始まっていたのであった。

新海洋法秩序における海上保安庁にとってまず課題となったのは、地理的拡張に対応することであった。領海の面積は4倍の31万平方キロメートルになったばかりか、基線から200海里の漁業水域は345万平方キロメートルの広さであり²¹⁾、整備すべき装備に質的変化が求められた。その結果、ヘリコプター搭載型の巡視船「そうや」が建造されたのを皮切りに巡視船

¹⁹⁾ 国際連合ホームページ

(http://www.un.org/Depts/los/reference_files/chronological_lists_of_ratifications.htm#The United Nations Convention on the Law of the Sea) 最終閲覧 2016/05/02

²⁰⁾ 外務省(1978)『我が外交の近況』22。外務省ウェブページ

(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/1978/s53-2-2-6.htm>) より閲覧したためページ数不明。最終閲覧 2016/05/02。

²¹⁾ 海上保安庁『海上保安の現況』(1979年8月)、7ページ。

艇航空機が順次増強されることとなった（海上保安庁総務部政務課 1979:147-149）。わずか3年間で、ヘリコプター搭載型巡視船4隻の建造（うち3隻の純増）²²⁾、大型巡視船8隻の純増、航空機3機の純増、ヘリコプター10機の純増という大幅な増強は、海上保安庁30年の歴史の中で類を見ないものであった（海上保安庁総務部政務課 1979:141）。

表 1 1977 年以降 3 ヶ年の主な巡視船艇航空機に対する予算措置

	ヘリ搭載巡視船	大型巡視船	中型巡視船	航空機	ヘリコプター
1977年度予算 当初及び補正予算	2(1)	5		3	3
1978年度 当初予算	1	5(5)			7
1978年度補正 1979年度当初予算	1	16(13)	3(3)		11(11)

数字は合計建造/購入数。括弧内は建造数のうち、旧式のものと代替する数。

海上保安庁総務部政務課（1979:147-149）を基に筆者作成

領土を基準とした主権あるいは主権的権利を主張できる海域が一举に広がったことによって、国家間関係において、海の境界線をどこに定めるかという問題が新たに生じることとなった。国連海洋法条約によって、海にぼつりと存在する小島がきわめて重大な意味を持つこととなったのである。なぜなら、島は領海や EEZ の基準となるため、ごくごく小さな島がその島の陸岸から半径 12 海里の円形の領海と半径 200 海里の EEZ の根拠となるからである。

その一方、内水、領海、EEZ のそれぞれの海域で通行の自由と沿岸国としての権利のバランスに大きな差異が設けられたため、関係国には海域に応じた国内法の制定が要求され、執行管轄権の行使のあり方も海域ごとに異なる制度となった。それは、海洋国が重要視する航海の自由と、沿岸国が主張する自国沿岸域の排他的な開発及び管理の権限とのバランスをどのようにとるのかという、国際的な海洋のガバナンスをどのように考えるのかという起草過程から重要視された基本的イシューと強く結びついている。

²²⁾ 代替とされている 1 隻も代替の対象となった巡視船はヘリコプターを格納する機能はあったがアドホックなものであった。

この点から、海上警察概念そのものの修正をも迫られると主張したのが國司彰男であった。國司(1985)は海上警察概念が国内法的には行政警察権と司法警察権との二元的構成となるのに対し(國司 1985:224-225)、国際法的には領海、EEZ、公海という海域の法的性質からそれぞれ沿岸国に与えられた権能が異なることという意味で三層的構成をなすことを論じ(國司 1985:228)、この両者が折り重なって形成される海上警察権は法の二元的三層構造によって形成されると考えたのである。

(5) 不審船の時代

1999年3月23日、海上自衛隊の航空機は、能登半島沖及び佐渡島沖を航行する2隻の不審な漁船「第二大和丸」及び「第一大西丸」を発見した。防衛庁からの情報提供を受けた海上保安庁は巡視船艇及び航空機を出動させ、確認に当たることとした。

通報を受けた海上保安庁の航空機が13時頃に2隻の不審船「第二大和丸」及び「第一大西丸」を確認するとともに、停船命令を発したが、両船はこれに従うことなく逃走を開始した。数機の航空機による継続した追跡の後、巡視船が両船舶を確認し、停船命令を繰り返したものの、逃走速度を約20ノットに引き上げたことから、当時の巡視船での捕捉が困難と判断されたため、20ミリ機関砲、13ミリ機銃または自動小銃による上空及び海面に向けた威嚇射撃が行われることとなった。7時間近い追跡の後のことであった。

それでも両船舶は逃走を続けたため、「第一大西丸」が急に航行を停止したのをきっかけとして、巡視船での追跡は速力の問題からきわめて困難だが、自衛隊の護衛艦であれば追跡可能であると判断されたことから、海上自衛隊に初の海上警備行動が発令され、巡視船に代わって海上自衛隊の護衛艦が両船舶の追跡を引き継ぐこととなった。その後、護衛艦も威嚇射撃を伴う停船命令を発したものの、捕捉には至らず、2隻の不審船は日本の防空識別圏を越えたため、追跡が打ち切られることとなった。

このいわゆる能登半島沖不審船事件は戦後初めての巡視船の備砲による威嚇射撃の実施、海上警備行動発令、自衛隊による武器使用、そして海上保安庁も海上自衛隊も不審船を停船させることができなかったという現実

等様々な点で注目されることとなった。これを受け、不審船対応のための海上保安庁と海上自衛隊との連携が強化されることとなり(奥蘭 2016)、両者が不審船に対処するための措置を講ずることとなった。

能登半島沖不審船事件からわずか2年後の2001年は軍を含む世界の實力組織の転機となった年である。9月11日に発生した米国同時多発テロが、冷戦構造期の国家安全保障体制の再構築のきっかけとなったのである。2002年の日韓ワールドカップを控えていた日本にとって、テロ対策が極めて切迫した課題となっていった矢先に発生したのが、12月21日の九州南西沖工作船事件であった。

12月21日、海上自衛隊の哨戒機が日本のEEZ(奄美大島の西北西約240キロメートル)において不審な船舶を発見した。通報を受けた海上保安庁は巡視船艇航空機を派遣し、同日6時20分頃海上保安庁の航空機が通報の船舶を発見し、船名が「長漁3705」であることを確認している。12時48分に巡視船が「長漁3705」に追いつき、停船命令を繰り返したものの、同船は逃走を続けた。射撃警告にも応じないため、14時36分には上空や海面に向けた威嚇射撃を実施したが効果はなく、16時13分以後は、RFS20ミリ機関砲を装備する巡視船による威嚇のための船体射撃を実施している。

この威嚇のための船体射撃は、人に危害を与えてはならないという法的な絶対条件を満たしつつ、船体に向けて威嚇射撃を行うものであった。あらかじめ「長漁3705」のどの部分を狙って射撃を実施するか警告し、待避の時間をとった上で、船体のうち、船首端や船尾端に狙いがつけられた(海上治安研究会 2004:21)。

この「威嚇のための船体射撃」のために、海上保安庁は能登半島沖不審船事件以降、荒れる海面を航行してランダムに動揺する巡視船から目標に対して正確な射撃が可能なRFS20ミリ機関砲を開発し、順次巡視船に搭載していた。正確な射撃能力、射撃対象場所の明示、待避指示により、また、無関係の船舶を巻き込まないよう注意が払われ「長漁3705」の船体のみを確実に射撃したのである(海上治安研究会 2004:21-23)。

最終的に、「長漁3705」は停船し、これを立入検査しようとした海上保安官が乗り移るために巡視船を接舷しようとしたところで、巡視船の操舵

室等が発砲を受けたため、正当防衛のための射撃がなされ、「長漁 3705」は原因不明の爆発の末、沈没した。後の検証で、「長漁 3705」には有効に機能する自爆装置が設置されていたこと、巡視船への攻撃には自動小銃 4 丁、軽機関銃 2 丁、二連装機銃 1 丁、ロケットランチャー 2 丁が用いられたこと、携行型地对空ミサイル、82 ミリ無反動砲、手榴弾が装備されていたことがわかっている(海上治安研究会 2004:81-89)。

こうした事実を前提に、巡視船の高速化がはかられることなり、RFS20 ミリ機関砲をはじめとした武器の高機能化がさらに進められるとともに、不審船の保有武器の射程を意識した距離から安全かつ正確に船体等への威嚇射撃が可能な体制を目指して船舶及び航空機が整備されることとなった²³⁾。

能登半島沖不審船事件が発生した時期に海上警察の概念を検討したのが廣瀬肇である。廣瀬(2000)は、前述の飯田忠雄や國司彰男の研究を踏襲しつつ、行政法の研究者としての観点から、海上という場の特性が、「海上警察概念」と行政法学上の「警察」の相違を生じさせていることを論じている。海上警察の作用が国際法と国内法の両方に規定されることを前提として、改めて海という場所的特性が警察権の発動に関する条理上の限界である、警察比例の原則、警察責任の原則、警察公共の原則にどのような影響を及ぼすのかを具体的に検討したのである。本章にとって重要なのが警察比例の原則に関する検討である。法の執行には、その目的と人権保障との均衡性及びその手段の必要性和相当性が求められるが、その判断段基準は、国境としての海において、単に人だけでなく海上社会を構成する船舶を対象としていることに鑑みれば、陸域における警察とは全く異なるとしても違法、不当とはいえないというのである。

4 分析：何が変化し、何が変化しなかったのか？

実力組織の類型化軸は、対処行動の法的予測可能性の軸と他国との利害関係の軸を組み合わせたものであり、実力組織を 4 つに分類するというも

²³⁾ たとえば、『海上保安レポート 2006』、45-47 ページ。

のであった。この軸に沿って、国際的な環境の変化による海上保安庁の変化を改めて概観しよう。

創設期の海上保安庁は占領下にあったこともあり、組織の形成に当たって国際環境からの強く不可避の影響を受けた。組織の規模、持ちうる装備、行動範囲にまで関係国の意見を受け入れて出発することとなった。結果的に対外的な業務は密航や密輸対策など、国家とは関係のない人や物の流れをコントロールすることが、その任務の中心であった。その意味では、図1で言うところの陸上警察と同じ第四象限に位置していたと言ってもよい。

その後、サンフランシスコ平和条約によって占領が解除されたことに伴って、日本海を巡る日本と韓国の見解の相違が、具体的事象をともなって先鋭化していく。すなわち、根拠は不明だが李ラインの正当性を主張する韓国が、公海上で操業する日本漁船を拿捕、引致するという事件が続発する。これに対し、行動範囲の制限が解除された海上保安庁の巡視船が韓国官憲による日本漁船の被拿捕防止に乗り出したのである。結果的に、巡視船が発砲されるという極端な事例が何件も発生したものの、巡視船に搭載された武器を外してこの業務にあたるという姿勢を海上保安庁は崩さなかった。創設期から見れば、他国との利害関係が大きくなる一方で、対処行動の法的予測可能性は高い状態を維持していたのである。

1970年代中期頃からは、国際的には新海洋法秩序の議論が進展し、国連海洋法条約の発効の前から日本も含めた各国の領海の拡張、専管水域の設定がなされ、面積的に各国が主権あるいは一定の管理権を主張する領域が拡張された。これに対応するための海上保安庁の取り組みは、各法令と執行体制の見直しのみならず、陸岸から200海里離れた海を管理するための実力を備えることにも及んだ。Samuels(2007)をはじめとする日本国外の研究や言説において、海上保安庁をPara-Militaryと把握する一つの根拠となっている「ヘリコプターが搭載されている3000トン以上(全長100メートル以上)の武装した船舶」は、遠隔地対応の必要から生み出されたのであった。國司(1985)が論ずるように、海域それぞれに法的意義が与えられ、法体系にバリエーションが生じたという重層化は海上警察にとって重要なことではある。他方、このことは同時に、「国内(領海)」と「分野別の準国

内（接続水域、EEZ 及び大陸棚）」が拡張されたというだけでなく、国家間で共用される公海が縮小されたと理解すれば、他国との利害関係は逆に縮小されたということもできる。他方、境界線確定の問題がおおきく絡む竹島問題については、海上保安庁の業務が日本と韓国との利害により深い関係を持つこととなったことは付記されるべきであろう。

1999 年と 2001 年の工作船事件及び 2001 年の米国同時多発テロ以降、潜在的に国内の人や重要施設が海あるいは船を介して脅威さらされていることが再び注目されることとなった。領土から遠く離れた海域での事象に対応することを想定して装備を調えつつあった海上保安庁は、不審船やテロに対応するために高速かつ高機能的な装備を整備する必要に迫られ、それを実現していくこととなった。他方、相手方の意図、所持武器などによっては、国内の重要施設と国民の心理が著しく傷つけられうること、巡視船が攻撃対象となったときの被害の大きさが再認識されることとなった。その結果、不審船対応の装備には、相手方が保有していると想定される武器の射程を前提にし、かつ正確な射撃ができることを重要視するようになったのである。他方、李ラインにおける対応で銃撃を受けても、語られることのなかった正当防衛のための武器使用権限が、不審船事件においては実際に行使されている。李ラインにおける韓国官憲からの射撃と不審船からの射撃は国際法的に異質のものであり、対応が異なるのは当然だが、「法的には認められているものの実態は禁止されているに等しいものでない」ことが確認されたと理解する考え方もあるだろう。そのような意味で、対処行動の法的予測可能性は、不審船事件以後もごく高い状態にあるものの、撃つか撃たないかという判断はなされるようになったという点で、高い法的予測可能性の性質が少なくとも李ラインの時代とは異なっているという理解はあり得よう。ただし、技術的改良によって精度の向上を指向し、人ではなく船体の特定位置に撃つことによる結果に対する予測可能性を向上させようとしている点は法的予測可能性の観点から重要視されるべきである。

5 結論

(1) 変化の意義

本稿は、実力組織の類型化モデルを前提に、海上保安庁が国際的な環境要因の変化に伴って、対外的な業務をどのように変化させてきたのか、防衛組織と警察組織の相関という観点から、その変化にはどのような意味があったのか、海上保安庁の対外的側面に関する事件と言説の系譜を跡づけつつ、明らかにしていくことを目指したものである。

本稿が設定した軸を基準に海上保安庁設立から 2000 年までの変遷を評価すると、対処行動の法的予測可能性という観点からはほとんど変化が見られなかった。特に武器の取り扱いについては、外形的には大きな変化が見られたものの、法的予測可能性が高いという意味では、実質的な変化は見られなかった。

他方、サンフランシスコ平和条約までは第四象限に位置していた海上保安庁の業務は、李ラインにおける韓国との関係が激化していた時期に一举に他国との利害関係の大きなものとなる。この時期を以て、海上保安庁という組織が第一象限に位置することとなる。それが、1970 年代のレジーム変化によって、国内の範囲が増大し、この新たな領域の管理に軸足を移すこととなった。国際法と国内法の交錯の中で行われるという大前提のなかで、海上警察の業務が一時的に internal なものになっていったのである。

このことから、国際的な環境要因の変化に追従して、他国との利害関係が大きく、対処行動の法的予見可能性が高いという絶対的な位置づけに変化はないものの、1952 年から 2000 年初頭にかけて、海上保安庁は座標軸の第一象限から第四象限に方向に微妙に変化しつつあったということができる。李ラインや不審船事件のさなかにあっても、海上保安庁は防衛組織とは別の方向に向かって変化していたことを示している。

(2) ポスト不審船の時代と研究上の課題

世界経済においてすでに強い存在感を発揮している中国の公船による日本の EEZ における活動件数の増大、尖閣諸島周辺の領海及びその周辺での活動の増大への対処は海上保安庁にとって重要な業務となっており、東シナ海エリアを担当する十一管区海上保安本部に所属する巡視船艇隻数は

年々増強され、2006年に石垣海上保安部に配属されていた大型巡視船は2隻だったのが、10年後の2016年には実質的に12隻相当に増強されている²⁴⁾。

2000年代以降の国際的な環境と海上保安庁の対外業務は構図だけを見れば、占領解除期の李ラインへの対応と類似点が多い。とくに、双方の主張する国際法そのものに矛盾が生じているという意味で、高度に政治的、外交的問題が中核的に存在しており、それが表面化した部分が海上警察機関の活動として観察されるという点が重要な類似点である。

逆に相違点として顕著なのは、少なくとも東シナ海においては、日中の実力組織がともに理性的であり、対処行動の法的予測可能性が高い海上警察機関同士が対峙しているということである。この状況下で、「法治平安の海²⁵⁾」が『海上保安レポート2016』のテーマとして位置づけられていることは示唆的である。法をその行動の根幹に据える海上警察機関同士が対峙するこの状況が、どのようにして解消されていくのか、李ラインのような解決策が図られるのか、それとも別の方法が発見されるのか、現段階では予測することは不可能である。

法的なコントロールの効いた実力組織同士が対峙する状況においては、理論的に考えれば、どちらかの誰かが、国家としての意思決定の有無に関係なく、均衡を破る行為に出ない限り、現状維持が続いていくこととなる。現状がどのように、どのような理由で変化していくのかは、現実社会にとっては重要な問題であり、実力組織を題材にした研究にとっても関心事となるだろう。この変化の兆候をつかむためにも、双方の海上警察機関のありようを様々な視点から分析することが求められるのである。

参考文献

アワー, E J(1972)『よみがえる日本海軍：海上自衛隊の創設・現状・問題点(上)』妹尾作太男訳, 時事通信社。

飯田忠雄(1963)「海上保安制度論」『海上保安大学校研究報告(第1部)』8, 1-100。

²⁴⁾ 海上保安庁(2016)『海上保安レポート2016』, 1。

²⁵⁾ 海上保安庁(2016)『海上保安レポート2016』, 1。

54－国際的外部環境の変化と海上保安庁

- 飯田忠夫(1964)「海上警察権の法的構造」『海上保安大学校研究報告(第1部)』9, 1-171.
- 大久保武雄(1978)『海鳴りの日々』海洋問題研究会.
- 奥藺淳二(2016)「海上保安庁-海上自衛隊関係の変化と海賊対処法」鶴田順編『海賊対処法の研究』有信堂, 177-191.
- 海上治安研究会(2004)『北朝鮮工作船がわかる本』成山堂書店.
- 海上保安庁総務部政務課(1961)『十年史』平和の海協会.
- 海上保安庁総務部政務課(1979)『海上保安庁 30 年史(増補版)』海上保安協会.
- 片岡千賀之(2006)「日中韓漁業関係史 1」『長崎大学水産学部研究報告』87 巻, 15-27.
- 國司彰男(1985)「海上警察権の再構成をめぐる諸問題」大國仁・國司彰男編『海事法の諸問題-伊藤寧先生退職記念論集-』中央法規出版, 207-244.
- コワルスキー, F(1999)『日本再軍備 - 米軍事顧問団幕僚長の記録』勝山金次郎訳, 中央公論新社.
- 柴山太(2010)『日本再軍備への道-1945～1954 年-』ミネルヴァ書房.
- 高藤奈央子(2011)「竹島問題の発端—韓国による竹島占拠の開始時における国会論議を中心に振り返る—」『立法と調査』322, 65-73.
- 中野勝哉(2009)「軍事機能、警察機能および危機管理の概念整理」『平成 20 年度海洋權益の確保にかかる国際紛争事例研究(第一号)』, 110-120.
- 廣瀬肇(2000)「海上警察に関する一考察」高田敏・畑博行編『憲法と行政法の現在』北樹出版, 73-94.
- 福原裕二(2012)「漁業問題と領土問題の交錯」『北東アジア研究』23, 65-77.
- 藤井賢二(2006)「公開された日韓国交正常化交渉の記録を読む—李承晩ライン宣言を中心に—」『東洋史訪』12, 51-69.
- 藤原帰一(2005)「軍と警察—冷戦後世界秩序における国内治安と対外安全保障の収斂」山口厚・中谷和弘編『安全保障と国際犯罪』東京大学出版会, 27-44.
- 村上歴造・森征人(2009)「海上保安庁法の成立と外国法制の継受—コーストガード論—」山本草二編『海上保安法制-海洋法と国内法の交錯-』三省堂, 26-45.
- 山本草二(1992)『海洋法』三省堂.
- Bigo, D. (2001) The Mobius Ribbon of Internal and External Securities, in M. Albert and D. Jacobsen, ed., 'Identities Borders Orders: Rethinking International Relations Theory', University of Minnesota Press, 91-116.

Dean, M. (2006) Military Intervention as "Police" Action?, in Markus D. Dubber & Mariana Valverde, ed., 'The New Police Science: The police Power in Domestic and International Governance', Stanford University Press, 185-206.

Samuels, R. (2007) "New fighting Power!" Japan's Growing Maritime Capabilities and East Asian Security, *International Security*, 32(3), 84-112.

Greener-Barcham, B. (2007) Crossing the green or blue line? Exploring the military-police divide, *Small Wars and Insurgencies*, 18(1), 90-112.